

区役所と本庁のあり方基本方針

～政令指定都市・堺としての区役所のあるべき姿～

堺 市

2023 年（令和 5 年） 3 月

<目 次>

第1章 方針策定の趣旨	1
第2章 区役所の法的な位置づけ等	2
第3章 区役所を取り巻く現状と課題	3
(1)人口減少と高齢化の進行	
(2)ICT（情報通信技術）の進展	
(3)住民の安全・安心を取り巻く環境の変化	
(4)社会の成熟等に伴う価値観の多様化	
第4章 これからの社会における区役所像	4
第5章 区役所と本庁の役割分担	5
(1)区役所の役割	
(2)本庁の役割	
第6章 あるべき区役所像の実現に向けた取組方針	7
(1)「魅力ある地域の共創」を実現する基盤の強化	
(2)「ICTを活用したスマート区役所」への転換と住民サービスの質の向上	
(3)「誰一人取り残さない行政サービス」の提供	
第7章 施策を推進する基盤と方策	10
第8章 施策の評価	12

第 2 章 区役所の法的な位置づけ等

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 19 の規定により、政令で指定する人口 50 万人以上の市とされています。また、同法第 252 条の 20 において、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を設け、区の事務所又はその出張所を置くものとされており、区の事務所の長として区長を置くことなどが規定されています。

政令指定都市は、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉の向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、その組織、権能等について、一般市とは異なる扱いをされています。人々の生活を支え、経済をけん引する核となる役割を有する一方、基礎自治体として、市民に的確に行政サービスを提供しなければなりません。

そのためには、住民に最も身近な区役所が、住民生活に密着した身近な行政サービスを適切にかつきめ細かく丁寧提供するほか、住民のニーズを的確に捉え、地域の状況を把握し対応する役割を担うことが重要です。

区役所がこれらの役割を担うため、各政令指定都市は、地域の実情等を踏まえながら、所掌すべき区役所の行政事務を自らの判断で決定しており、各市により区役所の組織や権能は様々です。

(2) 本庁の役割

本庁が果たすべき主な役割を示します。

市政の方向性を決定
・持続可能な行政経営の実現と住民満足度の向上を両輪とした、あるべき市政の方向性を決定します。
基本計画の推進
・各区の住民ニーズ、地域の課題等を総合して分析を行い、本市の事業・業務を総覧し、堺市基本計画 2025 をはじめ、堺市 SDGs 未来都市計画等の実現に向けて、区役所とともに取り組みます。
区役所との連携
・全市的な視点に立って市全体で均一なサービスを行う必要のある施策・事業、法定事務を中心とした公平性や安定性が求められる業務は、本庁が統括し、区役所と緊密に連携して実効性を確保します。 ・住民の安全・安心にとって脅威となる大規模災害等への対応や区の実情・特性に応じた区役所独自の取組に対しても、全庁一丸となって取り組みます。

機能を強化するなど、今後もより丁寧できめ細かな対応を行います。

災害時には、住民の生命を第一に守るという災害対策基本法の考え方に基づき、誰一人取り残さない災害に強い地域の実現をめざします。そのためにも、区役所は、平時から地域の災害リスクに合った対応を想定し、体制の整備等に取り組まなければなりません。また、地域住民により結成される自主防災組織を支援するなど、地域全体で災害リスクを共有しながら、自助・共助・公助が連携した防災・減災力の向上を図ります。

住民の安全・安心を守り、暮らしの質を向上するため、区役所は個に応じた行政サービスの提供を通じて、誰一人取り残すことのない区行政を推進します。

【重点施策】

- ・ 重層的支援（複数の相談機関が連携、協働する取組）の全区展開
- ・ 福祉分野を中心としたアウトリーチによる支援体制の充実
- ・ プッシュ型行政サービスの推進（住民等が必要とする情報を積極的に発信）
- ・ 防災、防犯など地域活動の推進（自治会活動の支援、自主防災組織の支援等）
（再掲）、区民の防災意識の向上

第 8 章 施策の評価

あるべき区役所像の実現に向けた取組方針である①「魅力ある地域の共創」を実現する基盤の強化、②「ICT を活用したスマート区役所」への転換と住民サービスの質の向上、③「誰一人取り残さない行政サービス」の提供の実践を通じて、区役所の持続的な成長と信頼の向上をめざします。

取組方針に沿った重点施策等が実効性のあるものとなるよう、効率性と有効性を検証しながら進捗管理を行います。